

| 第1回 枚方市教育委員会定例会 会議録 | | | | | | | |
|---------------------|------------------------|--|----|-----------|-----------------------------|--------|--|
| 開会 | 平成27年1月23日午後2時00分 | | | 閉会 | 平成27年1月23日午後3時06分 | | |
| 日程番号 | 議案番号 | 案 件 | | | 結果 | | |
| 1 | 議案第22号 | 土曜授業の実施について | | | 可決 | | |
| 2 | 議案第23号 | 枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定について | | | 可決 | | |
| 3 | 議案第24号 | 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて | | | 取下 | | |
| 出席委員 | 議席番号 | 氏 名 | | 欠席委員 | 議席番号 | 氏 名 | |
| | 1番 | 記虎 敏和 | | | 番 | | |
| | 2番 | 徳永 博正 | | | 番 | | |
| | 3番 | 山下 薫子 | | | 番 | | |
| | 4番 | 吉村 雅昭 | | | 番 | | |
| | 5番 | 村橋 彰 | | 番 | | | |
| 説明員 | 教育次長 | 高井 法子 | | 説明員 | 学校規模調整課長 | 永田 昌宏 | |
| | 管理部長 | 君家 通夫 | | | 学校給食課長 | 前村 卓志 | |
| | 学校教育部長 | 石田 義明 | | | 学校規模調整課主幹 併 公共施設部施設整備室課長 | 山本 浩久 | |
| | 社会教育部長 | 西口 俊通 | | | 教職員課長 | 町田 弘明 | |
| | 管理部参事 | 原田 穂積 | | | 児童生徒支援室 課長(生徒指導担当) | 狩野 雅彦 | |
| | 学校教育部次長 (参事級) | 若田 透 | | | 児童生徒支援室 課長(人権・支援担当) | 田辺 元美 | |
| | 管理部次長 | 荻野 晋三 | | | 学務課長 | 矢野 千加子 | |
| | 社会教育部次長 | 松宮 祥久 | | | 教育推進室 教育指導課長 | 花崎 知行 | |
| | 社会教育部次長 | 森澤 可幸 | | | 教育推進室 教育研修課長 | 喜多 一友 | |
| | 社会教育部次長 兼 中央図書館長 | 石村 和巳 | | | 社会教育課長 | 米倉 仁美 | |
| | 児童生徒支援室長 | 足立 一彦 | | | 文化財課長 | 鈴江 智 | |
| | 教育推進室長 兼 教育文化センター館長 | 藤田 佳久 | | | スポーツ振興課長 | 井岡 功一 | |
| | 教育総務課長 | 小菅 徹 | | | 中央図書館副館長 | 岡村 理恵 | |
| | | | 記録 | 教育総務課課長代理 | 本田 一成 | | |
| | | | | 傍聴の人数 | 0人 | | |

○記虎委員長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、徳永委員を指名いたします。よろしくお願いします。

ここで、1件報告を申し上げたいと思います。

1月19日付で、委員の皆さんに通知いたしました本定例会に付する案件のうち、議案第24号については、本日、教育長から諸般の事情により取り下げたい旨の申し出がありましたので、委員長において、これを承認したことを報告いたします。

それでは、日程1、議案第22号「土曜授業の実施について」を議題とします。

説明を求めます。

石田学校教育部長。

○石田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第22号、土曜授業の実施についての提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案書、1ページをお開きください。

この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、初めに、1. 内容ですが、文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」のまとめ及び学校教育法施行規則の一部改正を踏まえまして、平成27年度から枚方市立小中学校におきまして、「土曜授業」を実施するものです。

なお、文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」の中間まとめでは、その意義として、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、土曜日の教育環境を豊かなものにすることが示されています。

また、平成25年11月29日に、学校教育法施行規則の一部改正がなされましたが、ここでは設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくするために行われたものでございます。

次に、2. 目的・意義についてですが、これまでの学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、各学校において実施いたします。この「土曜授業」を「開かれた学校づくり」「地域人材等の積極的な活用」を観点として実施することで、児童・生徒に、学校における授業や、地域における多様な学習、体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えます。

また、「土曜授業」の実施に伴い、標準授業時数を確保することを前提に、平日の授業時間を

調整することで、平日の放課後に教員が児童・生徒と関わる時間を確保できるとともに、校内研修の時間が確保できることで、教員の指導力向上につながるものと考えております。

次に、3. 実施内容といたしましては、午前中（3時間）を基本として、先ほども説明いたしましたとおり、「開かれた学校づくり」または「地域人材等の積極的な活用」を観点に、教育課程に位置づけて実施いたします。

また、具体的な実施内容としましては、主に、授業参観やオープンスクール、外部人材を活用した授業、体験活動やボランティア活動、運動会等の学校行事などを考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第22号、土曜授業の実施についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

徳永職務代理人。

○徳永委員長職務代理人 2. 目的・意義のところに、「土曜授業」をどう実施するかについて書いており、学校における授業や地域における多様な学習、体験活動の機会などをこれまで以上にありますが、その部分で、例えばどんなようなことが行われるということになると見込んでおられるのか教えていただきたいです。

○記虎委員長 花崎教育指導課長。

○花崎教育指導課長 ここに記載しております観点でございますが、具体的に考えておりますのは、今現在、小学校でもすでに実施をしております土曜参観、これを位置づけることになると思います。

もう1点は、土曜日に実施すれば学校に来ていただける外部人材を積極的に活用した授業ということを文部科学省も例に挙げまして、それについても実施していけたらと考えております。主にはその2点です。加えて、今現在、例えば生徒活動等のボランティア活動をされている場合ですが、そういったものも土曜日に実施することで、地域の方々と一緒に実施をするということも考えられると思っております。

○記虎委員長 徳永職務代理人。

○徳永委員長職務代理人 その辺も実施内容に記載されているうちの柱だったと思うのですが、その目的・意義のところに、平日の放課後に教員がもっと子どもとかかわれるようにというような観点から、平日の授業時間を調整するということが書いてありますね。これは実際どの程度行われ、どのようになるのか見込まれていますか。

○記虎委員長 花崎教育指導課長。

○花崎教育指導課長 平成27年度につきましては、ご提案させていただきました「土曜授業」については年3回の実施を考えております。

先ほど説明させていただきましたとおり、午前中3時間を基本と考えておりますので、合計9時間の授業を土曜日に実施する予定になります。この9時間の授業につきましては、現在、本市では全ての小中学校で標準授業時数を十分確保している状態でございますので、土曜日に9時間の授業をすることによって、逆に平日6時間授業を今現在実施しているところを、例えば5時間

の授業にすることで、放課後に担任と子どもが接する時間を確保する。あるいは教員が研修に出やすい状況になる。さらには校内で研修、教職員全員の研修が持てることとなります。そういったものに、この9時間分を活用すれば、より有効になると考えております。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 教員がかかわってくると思いますが、参考までに勤務関係はどういうふうにお考えか教えてください。

○記虎委員長 町田教職員課長。

○町田教職員課長 教職員にかかわりましては、府費負担の教職員ということになりますので、この定めております土曜日授業の実施に当たってのガイドラインに則って考えることになろうかと思っております。教職員が土曜日授業にかかわる業務に従事する場合には、法定の定めによる週休日の振り替え、または勤務時間の割り振り変更を確実に行うことと定めておりますので、それに沿ってサービスを管理していくということになろうかと思っております。

○記虎委員長 その実施日の決定であるとか、あるいはその内容に当たっては、教育委員会としてどこまで関与していくのか。それとも各学校に委ねられるのか。その辺をお聞きしたいです。

花崎教育指導課長。

○花崎教育指導課長 まず、実施日につきましては、基本、学校が定めるものと考えております。といいますのは、現在でも土曜日を活用して、先ほど申し上げました授業参観や地域行事等を実施しております。実施されている日というのは当然、地域と日程調整等も済ませた上でこれまで積み重ねてこられたものでございますので、本日、議決していただきました後に、来年度について検討していただくに当たってはほぼ同じ日程で組んでいただけたらということで、あえて統一した日を設けないように考えております。

○記虎委員長 内容等に関しては、考えておられるのですか。

○花崎教育指導課長 内容につきましては、今申し上げました実施日、それから実施内容をこの後、書式を定めまして、学校から提出の上、今ご説明させていただきました本市の実施する目的・意義にかなっているかというところはしっかりと確認の上、各学校で充実した「土曜授業」を展開していただきたいというふうに考えております。

○記虎委員長 各学校で温度差の出ないように、しっかりと指導をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

ほか、よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

○吉村委員 要望といいますか、今までの既成のものだけはずっと続けられると思うのですが、せっかくですので、いろんな考えの中で、今あんまり盛んではないのですが、例えば親学習や家庭との関係の中でうまく子どもたちが学んでいけるような内容などを、せっかくの機会ですので、各学校に示し、そしてその学校が地域人材といいますか、特にそういう研修を積んだ熱心な方々はいらっしゃると思いますので、ぜひともご活用いただくような形でお考えいただけたらと

思います。

○記虎委員長 これをもって討論を終結します。

これから議案第22号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、日程2、議案第23号「枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

西口社会教育部長。

○西口社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第23号、枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案につきましては、教育長に委任する事務に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず初めに、民間スポーツ施設開放事業について、経過をご説明申し上げます。

本市では、市民のスポーツ活動の場を確保するために、民間企業等が市内に所有するスポーツ施設を市民団体に開放するため、昭和55年から市と北大阪商工会議所、枚方体育協会、企業等の4社で、民間施設等活用推進協議会を設立し、施設の提供に係る協議会費用を市が負担するとともに、実務を担う枚方体育協会に対して、市が補助金を交付することにより、民間スポーツ施設開放事業を実施してまいりました。しかし、市内の公共スポーツ施設の不足を補い、市民スポーツの振興を図る本事業は、本来、市が行うべきものであることから、平成27年度からは公益財団法人枚方体育協会に委託する方法により、市が実施するものとし、実施要綱を新たに制定するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

第1条では、本事業の目的を示しております。第2条の開放するスポーツ施設について、本市と企業等の協議により、開放する施設や日時を決定するものとし、第3条では、使用に当たって必要な団体登録について。第4条では、使用申し込みなど、施設使用について定め、第5条では、使用の権利の譲渡や目的外の使用等について禁止するものでございます。第6条で、この要綱に定めるもののほか、様式など必要な事項について、教育長が別に定めるものとするものでございます。

附則でございますが、本要綱の施行日を、本日、平成27年1月23日とし、4月から使用する団体登録の受け付けを2月に実施するものでございます。

開放するスポーツ施設や開放日時、使用団体が企業等に支払う使用料や、年間開放実績に応じて、市が企業等に支払う負担金などについては、市と企業等との協議により決定し、協定書を交わすものでございます。また、使用団体登録や使用申し込み受け付けなど、民間スポーツ施設開

放事業に係る事業については、公益財団法人枚方体育協会に委託する予定でございます。事業の実施方法を変更しますが、市民の利用に影響が出るものではございません。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、議案第23号、枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第23号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第1回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

德 永 博 正
